

種畜所有者の皆様へ（馬）

平成24年4月1日から等級判定基準及び種畜証明書番号が変わります。

等級判定基準の改正について

	特 級	1 級	2 級
血統	国内の血統証明書がある		
能力	2級以上に該当する種畜を3頭以上生産	2級以上に該当する種畜を1頭以上生産	左記以外
体型	ブルトン種 ペルシュロン種 日本輓系種 半血種(輓系) その他の品種	体高150cm以上 体高152cm以上 体高150cm以上 体高150cm以上 要件なし	左記以外

※国内の血統証明書がないものは級外

種畜証明書番号の変更について

種畜検査の番号が、「2」で始まる11桁の番号になります。

2 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0

馬のコード 初回の 都道府県 初回検査時の 初回検査時の
検査年 コード 班番号 个体コード
(西暦の下2桁) (2桁) (2桁) (4桁)

※ 初回検査時の番号が、翌年以降も毎年引き継がれます。

連絡先:

農林水産省畜産部畜産振興課 03-3593-7233

担当: 飯野・荒川・池ヶ谷